

第2条及び第3条（目的等）

平尾禎秀<sup>1</sup>、江藤文香<sup>2</sup>

第2条（目的）

1. This Agreement, in enhancing the implementation of the Convention, including its objective, aims to strengthen the global response to the threat of climate change, in the context of sustainable development and efforts to eradicate poverty, including by:
  - (a) Holding the increase in the global average temperature to well below 2°C above pre-industrial levels and pursuing efforts to limit the temperature increase to 1.5°C above pre-industrial levels, recognizing that this would significantly reduce the risks and impacts of climate change;
  - (b) Increasing the ability to adapt to the adverse impacts of climate change and foster climate resilience and low greenhouse gas emissions development, in a manner that does not threaten food production; and
  - (c) Making finance flows consistent with a pathway towards low greenhouse gas emissions and climate-resilient development.
2. This Agreement will be implemented to reflect equity and the principle of common but differentiated responsibilities and respective capabilities, in the light of different national circumstances.

（訳文）

- 1 この協定は、条約（その目的を含む。）の実施を促進する上で、持続可能な開発及び貧困を撲滅するための努力の文脈において、気候変動の脅威に対する世界全体による対応を、次のことによるものを含め、強化することを目的とする。
  - (a) 世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏二度高い水準を十分に下回るものに抑えること並びに世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏一・五度高い水準までのものに制限するための努力を、この努力が気候変動のリスク及び影響を著しく減少させることとなるものであることを認識しつつ、継続すること。
  - (b) 食糧の生産を脅かさないような方法で、気候変動の悪影響に適応する能力並びに気候に対する強靱性を高め、及び温室効果ガスの低排出型の発展を促進する能力を向上させること。
  - (c) 資金の流れを温室効果ガスの低排出型の、かつ、気候に対して強靱な発展に向けた方針に適合させること。
- 2 この協定は、衡平並びに各国の異なる事情に照らした共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力に関する原則を反映するように実施される。

<sup>1</sup> 環境省大臣官房秘書課（2015年12月当時は欧州連合日本政府代表部一等書記官（法律事項・総則的事項等の交渉を担当））

<sup>2</sup> 環境省福島地方環境事務所建物解体廃棄物処理推進室長（2015年12月当時は外務省国際協力局気候変動課事務官）

<解説（第2条）>

第2条は、パリ協定の目的を定める。第2条1柱書において、「この協定は、」 「気候変動の脅威に対する世界全体による対応を」 「強化することを目的とする」 旨明確に規定している。その際に、気候変動枠組条約（以下「枠組条約」という。）との関係について、「条約（その目的を含む。）の実施を促進する上で」と規定し、パリ協定が枠組条約の実施を促進するものであることを規定している。また、前文とあわせて、パリ協定が採択される約3ヶ月前の国連サミットで採択された持続可能な開発のための2030アジェンダ(2030アジェンダ)等との関係を「持続可能な開発及び貧困を撲滅するための努力の文脈において、」として明らかにしている。

第2条1では、同柱書に規定する世界全体の対応強化の方法について、号を列記して例示を置いている。

第2条1(a)は、温度目標を定めている。まず、いわゆる2℃目標について、「世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも」2℃「高い水準を十分に下回るものに抑える」ことを規定している。2℃目標については、2013年以降の取組を定めたカンクン合意<sup>3</sup>において、工業化以前よりも2℃高い水準を下回るものに抑えるために世界全体の温室効果ガス排出を大きく削減することが必要であることを認識することを決定している<sup>4</sup>。カンクン合意と比較して、パリ協定においては、2℃高い水準を単に「下回る(below)」にとどまらず「十分に下回る(well below)」ものと規定したこと、位置づけを必要性の認識から対応強化という目的のための手段の1つと変更していること等、踏み込んだ規定振りとなっている。

のみならず、いわゆる1.5℃目標についても、1.5℃「高い水準までのものに制限するための努力を」「継続すること」を、「この努力が気候変動のリスク及び影響を著しく減少させる」ことの認識とあわせて規定している。努力を継続(pursuing efforts)という文言から、1.5℃目標については努力目標であるにとらえられている<sup>5</sup>。カンクン合意においては、1.5℃目標は科学的知見に基づく世界全体の長期目標の強化を検討する必要性の認識の関連において言及されていたのみであり、「努力」であっても、対応強化という目的のための手段の1つとパリ協定で明示されたことは大きく踏み込んだ規定振りとなったといえ、盛り込むことが困難と思われた内容が盛り込まれポジティブなサプライズが多かったパリ協定の中でも最大のサプライズの1つと考えられている。関連して、COP21 決定1において、IPCCに対して1.5℃以上の温度上昇の影響及び関連する温室効果ガス排出量の道筋に関する特別報告書を2018年に提供するよう招請している<sup>6</sup>。

<sup>3</sup> UNFCCC, Decision 1/CP.16, Adoption of the Paris Agreement, The Cancun Agreements: Outcome of the work of the Ad Hoc Working Group on Long-term Cooperative Action under the Convention, U.N. Doc. FCCC/CP/2010/7/Add.1 (Dec. 10-11, 2010), <https://unfccc.int/sites/default/files/resource/docs/2010/cop16/eng/07a01.pdf> (last visited Nov. 11, 2018).

<sup>4</sup> *Id.* at ¶4.

<sup>5</sup> 鶴間健介「パリ協定の締結—温室効果ガス削減のための公平で実効的な枠組みへの参加」（「時の法令」2017年4頁以下）13頁。

<sup>6</sup> UNFCCC, Decision 1/CP.21, Adoption of the Paris Agreement, U.N. Doc. FCCC/CP/2015/10/Add.1 (Jan. 29, 2016), ¶21, <https://unfccc.int/sites/default/files/resource/docs/2015/cop21/eng/10a01.pdf> (last

第2条1(b)では、「気候変動の悪影響に適応する能力」の向上、「気候に対する強靱性を高める能力」の向上、「温室効果ガスの低排出型の発展を促進する能力」の向上を規定している。その際、これらが「食糧の生産を脅かさないような方法」であることを明記している。(b)号は、1つの号でありながら、適応、強靱性(resilience)と、低排出型の発展(development)といった相当に異なる内容を定めている。これは、別個の号として整理されていた規定案<sup>7</sup>を1つの号にまとめた経緯によるところが大きい。

第2条1(c)では、資金についての規定を置いている。すなわち、資金の流れを、低排出型かつ気候に対して強靱な発展に向けた方針(pathway)に適合させることを規定している。(b)号の「気候に対する強靱性を高め、及び温室効果ガスの低排出型の発展を促進 (foster climate resilience and low greenhouse gas emissions development)」と、(c)号の「温室効果ガスの低排出型の、かつ、気候に対して強靱な発展に向けた方針(a pathway towards low greenhouse gas emissions and climate-resilient development)」とで意味内容は概ね同一であり、資金の流れについて、目的とする世界全体の対応強化の方法として号を設けたことに意義が認められる。

第2条2は、先進国か途上国か等各国の異なる事情をどのように反映するか、すなわちパリ協定の各条項をいかに差異化していくべきかについて、一般的な定めを置いている。パリ協定は、「衡平」並びに「各国の異なる事情に照らした共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力に関する原則」を「反映するように実施される」こととした。パリ協定の実施全体の考慮事項と言える。文言としては、枠組条約第3条1との直接的な連続性が指摘できるが、「各国の異なる事情に照らした(in the light of different national circumstances)」との文言がパリ協定において加わっていることが決定的な違いとして指摘できる。

気候変動枠組条約

**Article 3 PRINCIPLES**

In their actions to achieve the objective of the Convention and to implement its provisions, the Parties shall be guided, inter alia, by the following:

1. The Parties should protect the climate system for the benefit of present and future generations of humankind, on the basis of equity and in accordance with their common but differentiated responsibilities and respective capabilities. Accordingly, the developed country Parties should take the lead in combating climate change and the adverse effects thereof.

visited Nov. 11, 2018).

<sup>7</sup> UNFCCC, DRAFT TEXT on COP 21 agenda item 4 (b), Version 1 of 9 December 2015 at 15:00, (Dec. 9, 2015), Art. 2.1(b)-(c) <https://unfccc.int/sites/default/files/resource/docs/2015/cop21/eng/da01.pdf> (last visited Nov. 11, 2018).

（訳文）

第3条 原則

締約国は、この条約の目的を達成し及びこの条約を実施するための措置をとるに当たり、特に、次に掲げるところを指針とする。

- 1 締約国は、衡平の原則に基づき、かつ、それぞれに共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力に従い、人類の現在及び将来の世代のために気候系を保護すべきである。したがって、先進締約国は、率先して気候変動及びその悪影響に対処すべきである。

そもそも枠組条約第3条1に定める「共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力」(Common but Differentiated Responsibilities and Respective Capabilities, しばしば単に「CBDR-RC」と表記される)の文言は、1992年の国連環境開発会議(地球サミット、UNCED)において採択されたいわゆるリオ宣言の第7原則の「共通に有しているが差異のある責任」(CBDR)と同様、事案の性質上世界共通の責任を必要とする課題であって、かつ様々な事情に照らして責任を差異化すべきことを明確化したものであり<sup>8</sup>、その意味で先進国にも途上国にも受入れ可能な概念であった。他方で、枠組条約は、附属書I国（枠組条約上追加的な排出削減の規定を定め<sup>9</sup>、さらに京都議定書により削減義務を負う<sup>10</sup>）、附属書II国（枠組条約上資金供与の義務を負う<sup>11</sup>）との締約国の区分を定めており、その後の気候変動交渉において、CBDR-RCは、本来の意義を離れてとりわけ温室効果ガスの排出削減（緩和）に関する附属書I国と非附属書I国等の締約国の区分の維持を支持する文脈で言及されてきた<sup>12</sup>。この区分は、二分化(bifurcation)やファイアウォールとも呼ばれ、京都議定書においても、カンクン合意においても維持されてきた<sup>13</sup>。また、発効を容易にする改正手続が設けられてい

<sup>8</sup> UNCED以前に採択された国際条約においても、CBDRと共通する考え方が取り入れられていることが指摘されている。「共通の責任」の例として、宇宙条約(1966)第1条における「すべての国の利益のために(the benefit and in the interests of all countries)」や、ラムサール条約(1971)前文の「国際的な資源(international resource)」、「差異ある責任」の例として、必要な国への支援を定めた廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約（1972年ロンドン条約）第9条や、オゾン層保護のためのウィーン条約(1985)第4条2、モントリオール議定書(1987)等が指摘される。See, PHILIPPE SANDS, PRINCIPLES OF INTERNATIONAL ENVIRONMENTAL LAW (2d), 285(2003).

<sup>9</sup> 枠組条約第4条2.

<sup>10</sup> 京都議定書第3条.

<sup>11</sup> 枠組条約第4条3～5.

<sup>12</sup> See, e.g., PIETER PAUW ET AL., DIFFERENT PERSPECTIVES ON DIFFERENTIATED RESPONSIBILITIES, 3-9 (2014), [https://www.die-gdi.de/uploads/media/DP\\_6.2014..pdf](https://www.die-gdi.de/uploads/media/DP_6.2014..pdf) (last visited Nov. 11, 2018).

<sup>13</sup> この背景として、枠組条約に定めるCBDR-RC及び附属書I国・附属書II国等の区分が元来妥協の産物であったことは想起されてよい。すなわち、枠組条約採択時(1992)の先進国がより重い責任を負うこと自体に合意はあったものの、これが歴史的責任の故か、枠組条約採択時の状況で排出量が大きかった故か、経済的に温暖化対策を実施する能力があった故かは最後まで結論が出なかった。そのため、歴史的責任に関する言及については枠組条約本体ではなく前文

る附属書の改正もほとんど行われず<sup>14</sup>、区分は硬直化したままであった。

これに対して、「各国の異なる事情に照らした」との文言は、各国の置かれた事情が異なっていることを踏まえた差異化が行われるべきと文言上も解釈できる。パリ協定全体を通じて枠組条約の附属書 I 国や附属書 II 国といった言及が行われていないことから、「各国の異なる事情に照らした」との文言は、附属書 I 国と非附属書 I 国等の固定化された締約国の区分にとらわれるべきではないことを明言していると考えられる。パリ協定上用いられている先進国や途上国といった語の定義規定も置かれていない<sup>15</sup>ことから、状況の変化に対応した差異化<sup>16</sup>をパリ協定の実施全体を通じて行う趣旨を明確化している。

なお、パリ協定第2条2と枠組条約第3条1第1文を比較すると、「人類の現在及び将来の世代のために気候系を保護すべき」との枠組条約上の文言がパリ協定第2条2には見られない。他方で、パリ協定全体を通じてみれば、「人類の現在及び将来の世代のために気候系を保護すべき」という趣旨はより具体化されているといつてよい。すなわち、前文において「世代間の衡平(intergenerational equity)」<sup>17</sup>の「尊重、促進、考慮」についての規定を設け、さらに、直前の第2条1において、長期にわたる<sup>18</sup>「気候変動の脅威に対する世界全体による対応を」「強化する」ための取組について、詳細な規定を置いて具体化している。

また、枠組条約第3条1第2文が規定する先進締約国の率先(take the lead)については、パ

---

に規定するに止め、附属書 I 国や附属書 II 国がより大きな取組を行う理由について直接的な規定を行わず、枠組条約第3条1第2文に定める先進締約国による率先(take the lead)の根拠については、「責任」か「能力」か曖昧にしたまま同第3条1第1文(CBDR-RC)全体を受けて「従って(accordingly)」と規定されている。See, Susan Biniaz, *Comma but Differentiated Responsibilities: Punctuation and 30 Other Ways Negotiators Have Resolved Issues in the International Climate Regime*, 6 MICH. J. ENVTL. & ADMIN. L. 37 (2017).

なお、パリ協定及び COP21 決定 1 のいずれの前文にも、枠組条約前文にあるような歴史的責任に関するパラグラフは盛り込まれなかった。重要な違いとして指摘できる。

<sup>14</sup> 大井通博＝平尾禎秀「パリ協定の解説 第1条（定義）」(2018)、注 10, <https://www.iges.or.jp/files/research/climate-energy/PDF/cop/01.pdf> (last visited Nov. 11, 2018).

<sup>15</sup> 大井＝平尾・前掲注 14, 3-4.

<sup>16</sup> 時の変遷に応じた「動的な差異化(dynamic differentiation)」とも評されている。See Christina Voigt & Felipe Ferreira, *'Dynamic Differentiation': The Principles of CBDR-RC, Progression and Highest Possible Ambition in the Paris Agreement*, 5 TRANSNATIONAL ENVIRONMENTAL LAW 285 (2016).

<sup>17</sup> 前文に規定する「世代間の衡平(intergenerational equity)」は、1972年にストックホルムで開催された国連人間環境会議で採択された人間環境宣言第1原則及び第2原則における将来世代のための環境・天然資源保護への言及や、リオ宣言第3原則（開発の権利は、現在及び将来の世代の開発及び環境上の必要性を衡平に充たすことができるよう行使されなければならない）を基礎づける考え方で、現在及び将来世代の必要性及び利益を十分保障すること、将来世代の選択肢を確保しなければならないこと等を意味すると考えられる。これらは、ユネスコにおいて1997年に採択された「将来世代に対する現在世代の責任に関する宣言」によく表れている。なお、E. B. ワイス（岩間徹訳）『将来世代に公正な地球環境を－国際法、共同遺産、世代間衡平』（日本評論社、1991）参照。

<sup>18</sup> 第2条1(a)に定める温度目標は、パリ協定第4条1において「長期的な気温に関する目標(long term temperature goal)」と表現され、その上で同項において今世紀後半に向けた取組が規定されており、将来世代にわたるものであることは明確である。

パリ協定においては、分野横断的な第2条や第3条ではなく、緩和に関する第4条4及び資金に関する第9条3において率先の継続(continue to take the lead)が規定されている。先進国の率先に関する規定は、パリ協定交渉最終盤まで交渉されることとなった。

## <交渉経緯>

### 1. 交渉の背景

目的規定の在り方、とりわけ温度目標をはじめとする長期的な目標の在り方については、新たな枠組の野心レベルを高める観点等から交渉立ち上げ前から注目され、パリ協定に至る交渉プロセスとなる「強化された行動のためのダーバンプラットフォーム特別作業部会(ADP)」を立ち上げたCOP17決定1においても、野心レベル強化の必要性が盛り込まれている<sup>19</sup>。

特に、温度目標については、枠組条約第2条に定める究極的な目的、すなわち「気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させること」を具体化するものとして、既に京都議定書第一約束期間以降(2013年以降)の取組をめぐる交渉立ち上げ(2007年)前から注目されていた。同交渉プロセスを立ち上げたバリ行動計画において、既に、「枠組条約の究極目的を達成するための、世界全体での長期的排出削減目標を含む、長期的協力の行動のための共有ビジョン」が検討事項として盛り込まれていた<sup>20</sup>。COP15でのコペンハーゲン合意<sup>21</sup>において、いわゆる2℃目標が定められた<sup>22</sup>が、1.5℃目標への強化も含めたコペンハーゲン合意の実施評価を求めることも盛り込まれており<sup>23</sup>、COP16において採択されたカンクン合意<sup>24</sup>においては、コペンハーゲン合意での目標の規定振りを引き継ぎつつ<sup>25</sup>、定期レビューを2013-15年に行うことが合意されている<sup>26</sup>。1.5℃目標の扱いについては、小島嶼国連合(Alliance of Small Islands States、以下「AOSIS」という。)及び後発開発途上国(LDC)が2℃目標ではなく、1.5℃目標とすべきことを強く主張して、政治化した経緯があり<sup>27</sup>、ADPを設立したCOP17決定1においても、前文パラ2においては「2℃又は1.5℃」と記述して

<sup>19</sup> UNFCCC, Decision 1/CP.17, Establishment of an Ad Hoc Working Group on the Durban Platform for Enhanced Action, U.N. Doc. FCCC/CP/2011/9/Add.1 (Dec. 11, 2011), ¶5, <https://unfccc.int/resource/docs/2011/cop17/eng/09a01.pdf> (last visited Nov. 11, 2018).

<sup>20</sup> UNFCCC, Decision 1/CP.13, Bali Action Plan, U.N. Doc. FCCC/CP/2007/6/Add.1 (Dec. 14-15, 2007), ¶1, <https://unfccc.int/resource/docs/2007/cop13/eng/06a01.pdf> (last visited Nov. 11, 2018).

<sup>21</sup> UNFCCC, Decision 2/CP.15, Copenhagen Accord, U.N. Doc. FCCC/CP/2009/11/Add.1 (Dec. 18-19, 2009), <https://unfccc.int/resource/docs/2009/cop15/eng/11a01.pdf> (last visited Nov. 11, 2018).

<sup>22</sup> *Id.* at ¶¶1-2.

<sup>23</sup> *Id.* at ¶12.

<sup>24</sup> UNFCCC, *supra* note 3.

<sup>25</sup> *Id.* at ¶4.

<sup>26</sup> *Id.* at ¶¶138-140.

<sup>27</sup> *See, e.g.,* Inés de Águeda Corneloup and Arthur Mol., *Small island developing states and international climate change negotiations: the power of moral “leadership”*, 14 INTERNATIONAL ENVIRONMENTAL AGREEMENTS: POLITICS, LAW AND ECONOMICS 281 (2013).

いるように、最も困難な交渉事項の1つになると早くから予想されていた。定期レビューの具体的な実施方法については、COP18 決定1により、SBI及びSBSTAが共同コンタクトグループを設け、まずは科学的な十全性を確保するための専門家対話(SED)を行うこととなった<sup>28</sup>。これにより議論の政治化を避けつつ SEDにおける検討を進めることが可能となり、逆に言えば、1.5°C目標の扱いについてパリ協定交渉が本格化するまで議論の先送りが可能となった。

## 2. 交渉における論点

上記のような背景の下、パリ協定の目的規定をめぐる交渉において、主として緩和に関する野心を強化する観点から温度目標やその具体化のための排出経路に関する目標を設けるべきとの主張、強化すべき取組は緩和に限られず緩和以外の取組も盛り込むべきとの主張、締約国の差異化をめぐる CBDR-RC を強調すべきとの、主として途上国同志グループ（Like-Minded Developing Countries、以下「LMDC」という。）<sup>29</sup>やアラブグループの主張、これに対して全ての国の参加あるいは普遍的な取組を強調すべきとの先進国の主張等が入り組み、さらに各国・交渉グループが獲得すべきと考える内容を目的規定にも盛り込もうとする主張が交錯し、締約国間で規定内容のイメージが共有されないまま議論が展開されていた。COP21の約1年前となるCOP20 決定1<sup>30</sup>に別添された交渉テキストの要素、2015年2月のADP2-8で取りまとめられたジュネーブ交渉テキスト<sup>31</sup>のいずれにおいても、「セクション C 一般的事項(general)」<sup>32</sup>全体の規定の扱いについて、不要との意見、目的規定のみ必要で他の一般的事項については個別条項で扱うべきとの意見、COP21 決定や前文との整理が必要との意見等の注釈が付されている。

パリ協定に至る交渉過程を通じて浮かび上がっていった論点及び論点毎の議論の展開を整理すると以下があげられる。もっとも、実際の議論は以下の論点毎に整理されて行われたものではない。また、各論点は相互に密接な関連がある。

### (1) 目的規定の必要性・構成

交渉に当たって、そもそもパリ協定に目的規定が必要かという議論があった。枠組条約第

---

<sup>28</sup> UNFCCC, Decision 1/CP.18, Agreed outcome pursuant to the Bali Action Plan, U.N. Doc. FCCC/CP/2012/8/Add.1 (Dec. 8, 2012), ¶79-91,

<https://unfccc.int/resource/docs/2012/cop18/eng/08a01.pdf> (last visited Nov. 11, 2018).

<sup>29</sup> LMDCとして公となる先進国と途上国との差異・二分化を強調する意見は、COP21最終盤が近づくにつれ、構成国である中国やインド、パキスタン、イラン、サウジアラビア、ボリビア等各国個々の意見と微妙にニュアンスを異にすることも少なくなく、マルチの場での公の意見とは別の場（バイ会談等）でのやり取りが重要となった。正面切って言いにくい原則的な意見をLMDCが代弁しているとの見方もある。

<sup>30</sup> UNFCCC, Decision 1/CP.20, Lima Call for Climate Action, U.N. Doc. FCCC/CP/2014/10/Add.1 (Dec. 14, 2014), <http://unfccc.int/resource/docs/2014/cop20/eng/10a01.pdf> (last visited Nov. 11, 2018).

<sup>31</sup> UNFCCC, Negotiating Text, U.N. Doc. FCCC/ADP/2015/1 (Feb. 25, 2015), <http://unfccc.int/resource/docs/2015/adp2/eng/01.pdf> (last visited Nov. 11, 2018).

<sup>32</sup> セクション C は、パリ協定第2条のみならず、第3条の内容も含んでいる。

2条に規定する究極的な目的については、締約国の間で広く支持されており、改めて別の目的規定を設けることは不要ではないかとの意見を米国等が主張した。しかも、枠組条約第2条の文言上、上記究極的な目的は、「この条約及び締約国会議が採択する法的文書」のものと規定されており（下線部筆者）、実際、COP3で採択された京都議定書には別個の目的規定は置かれていない。

もっとも、目的規定自体が不要との考えは支持が広がらなかった。1つには、枠組条約の究極的な目的を具体化するものとして、上述のようにパリ行動計画において「長期的協力の行動のための共有ビジョン」を定めることにして以降、カンクン合意における2℃目標の設定等の議論の蓄積があったことがあげられる。加えて、COP19において各国の排出削減行動のために自国が決定する貢献(Nationally Determined Contributions、以下「NDC」という。)の案(INDC)の提出を招請することとし<sup>33</sup>、COP20においてINDCに含めるべき情報について決定を行った<sup>34</sup>ように、パリ協定においてNDCの活用が中心的な内容となっていくと、将来にわたってNDCの内容を方向付けるべく、排出削減に関する長期的な視点、すなわち温度目標や段階的な排出削減目標をパリ協定にも位置づけたいとの意見が広く共有されていった<sup>35</sup>。こうした視点を盛り込むために必ずしも全体的な目的規定ではなく、例えば緩和の条文に排出削減の経路に関する目標についての規定を置くことで足りるとの見解もあったが、例えば温度目標は、緩和のみならず、適応にも関係する目標という側面も有しており<sup>36</sup>、温度目標を緩和の条文だけに規定することは難しい事情もあった。ADP2-11(2015年10月)の前に共同議長が示したテキスト<sup>37</sup>では、簡素な目的規定が置かれており、目的規定は不要という主張は維持されていたが、この時点までに何らかの目的規定が置かれる方向という相場観が醸成されていたと言っている。

他方で、どのような内容を目的規定に盛り込むべきかについては、ADP2-11においてもなお提案が相次ぎ、スピン・オフ・グループでの議論では全く時間が足りなかった。このため、関心国が集まって条文構成について議論が行われ、第2条を2項構成とし、第2条1に目的本体を、第2条2に目的の文脈を規定する方向性でADP2-11において各国の提案が整理された<sup>38</sup>。COP21第1週のADP2-12における交渉においては、第2条2の内容について、前

<sup>33</sup> UNFCCC, Decision 1/CP.19, Further advancing the Durban Platform, U.N. Doc. FCCC/CP/2013/10/Add.1 (Nov. 23, 2013), ¶2(b), <https://unfccc.int/sites/default/files/resource/docs/2013/cop19/eng/10a01.pdf?download> (last visited Nov. 11, 2018).

<sup>34</sup> UNFCCC, *supra* note 30, at ¶14.

<sup>35</sup> See, e.g., CENTER FOR CLIMATE AND ENERGY SOLUTIONS, VISION FOR PARIS: BUILDING AN EFFECTIVE CLIMATE AGREEMENT, ¶3 (2015), <https://www.c2es.org/site/assets/uploads/2015/07/vision-for-paris.pdf> (last visited Nov. 11, 2018).

<sup>36</sup> 浦上亜希子「パリ協定の解説 第7条（適応）」(2018), 3-4, <https://www.iges.or.jp/files/research/climate-energy/PDF/cop/07.pdf> (last visited Nov. 11, 2018).

<sup>37</sup> ADP Co-Chairs, Non Paper, Note by the Co-Chairs (Oct. 5. 2015), <https://unfccc.int/resource/docs/2015/adp2/eng/8infnot.pdf> (last visited Nov. 11, 2018).

<sup>38</sup> UNFCCC, Draft agreement and draft decision on workstreams 1 and 2 of the Ad Hoc Working Group on the Durban Platform for Enhanced Action, Work of the ADP contact group, Version of 23 October 2015@23:30hrs (Oct. 23, 2015), at Art. 2, <https://unfccc.int/files/bodies/application/pdf/ws1and2@2330.pdf> (last visited Nov. 11, 2018).



文に移せるものは前文のみに規定する方向で議論が行われ、ADP 最終テキスト<sup>39</sup>において、構成としては概ね現在の条文構成が整理された。もっとも、ADP 最終テキストにおいても、下記枠組条約との関係や、野心レベル等重要な論点が両論併記されて残されることになった。

## (2) 枠組条約との関係・差異化

### ①パリ協定の目的規定と枠組条約の目的規定との関係

(1)に見たパリ協定の目的規定が不要との意見の背景の1つに、パリ協定の目的規定と枠組条約の目的規定との関係整理について課題があったことを指摘できる。この点、共同議長テキストの段階から、「この協定の目的(The purpose of this Agreement)」と表し、枠組条約第2条の「究極的な目的(ultimate objective)」と枠組条約上の objective の語を、文言上も書き分けて交渉された。これによって、パリ協定に定める目的は、枠組条約の究極的な目的(ultimate objective)に代わるものではなく、これを具体化するものという趣旨が明確になっていった。

最終的なパリ協定の条文においても、第2条1において「目的とする(aims to)」とし、第3条及び第14条においても「この協定の目的(the purpose of this Agreement)」と規定し、さらに、②に記すように、枠組条約全体との関係とあわせて、「条約（その目的を含む。）の実施を促進する上で」と規定されることになった。

### ②パリ協定全体と枠組条約全体との関係～「条約の実施」

パリ協定全体に関わるより根源的な論点として、パリ協定全体と枠組条約全体の関係が上げられる。(1)において述べたように、ADP 最終テキストにおいては、重要な論点が両論併記されたが、この段階では、パリ協定の目的として、「条約の実施の強化」と、「条約の目的達成」とが両論併記されていた。

#### ADP最終テキスト

##### 第2条1

The purpose of this Agreement is [to enhance the implementation of the Convention] [and] [to achieve the objective of the Convention as stated in its Article 2].

この協定は、[条約の実施を強化すること] [及び] [条約第2条に規定する条約の目的を達成すること] を目的とする。

これは、パリ協定全体と枠組条約全体との関係の問題をはらんでいる。換言すれば、パリ協定は、枠組条約の何を引き継ぎ、何を引き継いでいないのかという論点となるが、より

<sup>39</sup> UNFCCC, Draft Paris Outcome: Revised draft conclusions proposed by the Co-Chairs, U.N. Doc. FCCC/ADP/2015/L.6/Rev.1 (Dec. 5, 2015), <http://unfccc.int/resource/docs/2015/adp2/eng/106r01.pdf> (last visited Nov. 11, 2018).

直接的には、枠組条約が定める CDBR、条約附属書 I 国と非附属書 I 国等による二分化等がパリ協定にどの程度盛り込まれるべきか否かという論点がここで表面化していると言える。「条約の実施(implementation of the Convention)」という文言自体は一見価値中立的な語に見えるが、ADP 設立決定における「条約の下で(under the Convention)」<sup>40</sup>と同様、パリ協定においても枠組条約で確立された二分化を維持すべきと主張する LMDC 等が度々言及してきた経緯がある<sup>41</sup>。一方、パリ協定での二分化に反対する先進国は、あくまでも大気中の温室効果ガス濃度の安定化という「条約の目的の達成」をパリ協定の目的とすることを支持した。結局ここでの表現振りは、他の条項を含めたパリ協定全体の差異化の在り方、性質の決着次第であることから、COP21 第1週 of ADP2-12 においては議論が事実上先送りされた。

2週目の閣僚交渉を踏まえ12月9日（水）に議長国フランスが示したテキスト案第1版<sup>42</sup>ではADP最終テキストとほぼ同様の規定振りであったものの、12月10日（木）に示された議長国フランスが示したテキスト第2版<sup>43</sup>は、以下のように、「持続可能な開発及び貧困を撲滅するための努力の文脈」を明示しつつ、「条約の目的の実施」を目的とするものとした。

議長国テキスト第2版(12/10)

第2条1

The purpose of this Agreement is to further implement the objective of the Convention as set out in its Article 2 through enhanced action, cooperation and support, in the context of sustainable development and efforts to eradicate poverty,

この協定は、持続可能な開発及び貧困を撲滅するための努力の文脈において、強化された行動、協力、支援を通じて、条約第2条に定める目的をさらに実施することを目的とする。

議長国テキスト第2版は、第1版で残されていたオプション・両論併記を大幅に削除した内容となっており、目的規定の規定振りについては、LMDC等が主張していた「条約の実施を目的とする」との文言を採用せず、先進国側の主張に沿った内容となっていた。ここでは、他の条項との関係で各国の主張のバランスよく取り入れるための議長国フランスのバランス感覚の一端が表れている。すなわち、この第2版では、特に資金の条文において、第1版までは複数オプションとなっていた資金貢献の拡大に関する規定について、

<sup>40</sup> 大井通博「パリ協定の解説 背景と経緯」コラム3(2018), <https://www.iges.or.jp/files/research/climate-energy/PDF/cop/00.pdf> (last visited Nov. 11, 2018).

<sup>41</sup> See, e.g., LMDC, Inputs on WS1 (Oct. 19, 2015), [http://unfccc.int/files/bodies/awg/application/pdf/lmdc\\_textual\\_proposals\\_for\\_insertion\\_19\\_oct\\_2015\\_14\\_00pm.pdf](http://unfccc.int/files/bodies/awg/application/pdf/lmdc_textual_proposals_for_insertion_19_oct_2015_14_00pm.pdf) (last visited Nov. 11, 2018).

<sup>42</sup> UNFCCC, *supra* note 7.

<sup>43</sup> UNFCCC, DRAFT TEXT on COP 21 agenda item 4 (b), Version 2 of 10 December 2015 at 21:00, (Dec. 10, 2015), <https://unfccc.int/resource/docs/2015/cop21/eng/da02.pdf> (last visited Nov. 11, 2018).

G77+中国等の主張に沿ったオプション（年1000億米ドルを下限として先進国の資金貢献を拡大すること、2020年以降の短期的資金動員目標をグローバル・ストックテイクの文脈で設定・見直しすること）を採用しており、この部分では明確に途上国寄りのテキストとなっていた<sup>44</sup>。同じく見解が鋭く対立していた目的規定の条文は先進国側に配慮したものと思われる。上記資金規定の規定振りには先進国側から強い懸念が示された。

12月12日（土）に示された最終テキスト<sup>45</sup>では、資金について年1000億米ドルを下限とすることや新たな資金目標についてはCOP21決定に移され<sup>46</sup>、また、先進国の資金提供義務について条約の義務の継続であることを明記する<sup>47</sup>等、先進国側の主張に配慮した内容となった。他方、目的規定については、協定の目的を枠組条約の関係とは切り離して、端的に「気候変動の脅威に対する世界全体による対応を」「強化することを目的とする」とした上で、LMDC等が求めていた「条約の実施」との文言を用いた上で、「条約（その目的を含む。）の実施を促進する上で」と協定の目的の「文脈」を示す規定振りとした。所要の技術的修正の後に、正式テキスト<sup>48</sup>として採択されることとなった。

### ③CBDR-RCの規定振り

②にみた特に差異化との関連で枠組条約の何を継承するかという点について、中心的に言及されてきたのは枠組条約のCBDRの表現であり、既に見たように、枠組条約に定める附属書I国と非附属書I国との二分化を維持する趣旨でCBDRの文言が主としてLMDC等から言及されてきた<sup>49</sup>。

この表現振りを巡る対立は、COP21の1年前のCOP20において先鋭化した。COP20においては、COP19において各国がCOP21に十分先立って（準備が整った国は第1四半期）に提出することとした<sup>50</sup>NDCの案（INDC）について、提出の際に必要な情報を決定する必要があったが、あわせて交渉テキストの要素案の整理を行っていたこともあり、提出内容・プロセスについて差異を設けるべきか否かや、先進国以外が行う資金支援の言及等を巡って、COP21で決定するパリ協定交渉の前哨戦の様相を呈することになった。先進国以外が行う資金支援については、当初あった先進締約国以外の支援を行う立場にあ

---

<sup>44</sup> *Id.*, at Art. 6.3.

<sup>45</sup> UNFCCC, Adoption of the Paris Agreement, U.N. Doc. FCCC/CP/2015/L.9 (Dec. 12, 2015), <https://unfccc.int/resource/docs/2015/cop21/eng/109.pdf> (last visited Nov. 11, 2018).

<sup>46</sup> *Id.*, at ¶54.

<sup>47</sup> *Id.*, at Art. 9.1.

<sup>48</sup> UNFCCC, Adoption of the Paris Agreement, U.N. Doc. FCCC/CP/2015/L.9/Rev.1 (Dec. 12, 2015), <https://unfccc.int/resource/docs/2015/cop21/eng/109r01.pdf> (last visited Nov. 11, 2018).

<sup>49</sup> *See, e.g.*, LMDC, Statement at 14<sup>th</sup> Plenary in the ADP2-7 (Dec. 14, 2014), [http://unfccc.int/files/bodies/awg/application/pdf/adp2-7\\_closing\\_statement\\_malaysia\\_on\\_behalf\\_of\\_lmdds\\_13dec2014.pdf](http://unfccc.int/files/bodies/awg/application/pdf/adp2-7_closing_statement_malaysia_on_behalf_of_lmdds_13dec2014.pdf) (last visited Nov. 11, 2018).

<sup>50</sup> UNFCCC, Decision 1/CP.19, Further advancing the Durban Platform, U.N. Doc. FCCC/CP/2013/10/Add.1 (Nov. 23, 2013), ¶2, <https://unfccc.int/sites/default/files/resource/docs/2013/cop19/eng/10a01.pdf?download> (last visited Nov. 11, 2018).

る国(in a position to do so)による支援<sup>51</sup>や、支援を行う意思のある国(willing to do so)による支援<sup>52</sup>といった文言ではなく、先進締約国以外の締約国による補足的な支援を単に認識するものとなったが<sup>53</sup>、CBDRの表現振りについては、条約上のCBDR-RCに「各国の異なる事情に照らした(in light of different national circumstances)」との文言を付け加えた文言で決着をみた<sup>54</sup>。「異なる各国の事情に照らし」という文言は、COP20の1ヶ月程前に電撃的に表明された「気候変動に関する米中共同声明」<sup>55</sup>において合意された文言であり、当該二国間の合意がCOP20決定によって国際化することとなった。CBDRが二分化を支持する文脈で言及されてきた経緯からも、これを修正した「各国の異なる事情に照らした」CBDR-RCという表現は、従来の二分法を越えるブレークスルーととらえることが可能であった<sup>56</sup>。COP20後も、「各国の異なる事情に照らした」との語を含まない条約通りのCBDR-RCを用いるべきという主張は続いたが<sup>57</sup>、CBDR-RCについては、「各国の異なる事情に照らしたCBDR-RC」との規定振りが最終的に用いられるという相場観がCOP20の時点で醸成されたと言ってよい。

他方、COP20決定1では「衡平(equity)」が含まれない文言で決着を見ているものの<sup>58</sup>、枠組条約第3条1にCBDR-RCとあわせて規定されている衡平についても盛り込むべきことも主としてLMDC等から2015年の交渉を通じて主張された。衡平の文言も、「各国の異なる事情に照らしたCBDR-RC」との文言と合わせて、COP21第1週目のADP最終テキストの段階で、第2条2に盛り込まれている。

ただし、これらの文言の性質をどう規定するかは、他の差異化に関する規定とともに、最終局面まで慎重な扱いが必要であった論点である。COP21第2週の議長国テキスト第2版の段階でも、衡平並びに各国の異なる事情に照らした共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力に関する原則を「基に実施される(will be implemented on the basis of)」と「反映する(reflects)」との文言が両論併記されていたが、最終テキストにおいて「反映するように実施される(will be implemented to reflect)」と両案を統合する文言となり、その

---

<sup>51</sup> UNFCCC, DRAFT TEXT on ADP 2-7 agenda item 3, Implementation of all the elements of decision 1/CP.17, Version 2 of 11 December 2014 at 22:30, ¶6, [http://unfccc.int/files/meetings/lima\\_dec\\_2014/in-session/application/pdf/adp2-7\\_i3\\_11dec14t2230\\_dt.pdf](http://unfccc.int/files/meetings/lima_dec_2014/in-session/application/pdf/adp2-7_i3_11dec14t2230_dt.pdf) (last visited Nov. 11, 2018).

<sup>52</sup> UNFCCC, Implementation of all the elements of decision 1/CP.17, Draft conclusions proposed by the Co-Chairs, Recommendation of the Ad Hoc Working Group on the Durban Platform for Enhanced Action, U.N. Doc. FCCC/ADP/2014/L.5 (Dec. 12, 2014), ¶3, <https://unfccc.int/resource/docs/2014/adp2/eng/105.pdf> (last visited Nov. 11, 2018).

<sup>53</sup> UNFCCC, *supra* note 30, ¶4.

<sup>54</sup> *Id.* at note 30, ¶3.

<sup>55</sup> U.S. & CHINA, U.S.-CHINA JOINT ANNOUNCEMENT ON CLIMATE CHANGE (2014), <https://obamawhitehouse.archives.gov/the-press-office/2014/11/11/us-china-joint-announcement-climate-change> (last visited Nov. 11, 2018).

<sup>56</sup> Michael Jacob, *Lima deal represents a fundamental change in global climate regime*, GUARDIAN, Dec. 15, 2014, <https://www.theguardian.com/environment/2014/dec/15/lima-deal-represents-a-fundamental-change-in-global-climate-regime> (last visited Nov. 11, 2018).

<sup>57</sup> *See, e.g.*, LMDC, *supra* note 41.

<sup>58</sup> UNFCCC, *supra* note 30, ¶3.

まま採択された<sup>59</sup>。

なお、「衡平」と「各国の異なる事情に照らした CBDR-RC」とで、でき上がったパリ協定上、後者は「原則(principle)」であることが明示された一方、「衡平」については「原則」との文言が付されていない。「原則」は、枠組条約第3条全体の表題<sup>60</sup>であり、枠組条約第3条1に規定する「衡平」も CBDR-RC とあわせて原則の内容として主張されていたが<sup>61</sup>、ADP 交渉の中で「原則」の語を削除すべきとの意見があり、結果として「各国の異なる事情に照らした CBDR-RC」にのみ原則の文言が明示された。一方、パリ協定前文においては、条約の諸原則に言及する中で、「条約の諸原則（衡平の原則並びに各国の異なる事情に照らした共通だが差異のある責任及び各国の能力に関する原則を含む。）を指針とし(*being guided by its principles, including the principle of equity and common but different responsibilities, in the light of different national circumstances*)」（下線部筆者）として、衡平についても原則の一内容として規定しており、規定振りとして対照的である。この前文と第2条2の規定振りの違いを締約国間で議論する時間はなかったが、前文においては条約との連続性を、第2条2においては不連続性をより示していると考えられることも可能である。前文と第2条2の違いは、文言の不整合というよりも、議長国フランスのバランス感覚の表れとみるべきであろう。

#### ④「各国の異なる事情」の射程

②、③に見たように、COP21 の本当の最終局面にあつては、資金と差異化の規定振りのバランスが焦点であったと言ってよく<sup>62</sup>、これは結果的には COP20 において顕在化していた構図と同じであった。目的規定のみに限られず、差異化に関連する他の規定<sup>63</sup>と合わせて、パリ協定全体の差異化のバランスを理解する必要があるが、二分化を象徴する文言であった CBDR-RC が「各国の異なる事情に照らした CBDR-RC」<sup>64</sup>と修正されて規定

<sup>59</sup> UNFCCC, *supra* note 48, Art. 2.2.

<sup>60</sup> ただし、枠組条約の表題については、初出の第1条の表題に、「各条の表題は、専ら便宜のために付するものである。」との注が付されている。

<sup>61</sup> See, e.g., LMDC, *supra* note 41.

<sup>62</sup> Nicole Wilke, Head of Division International Climate Policy Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation, Building and Nuclear Safety, Germany, Speech at Center for European Policy Studies (Jan. 22, 2016).

<sup>63</sup> 第3条、第4条3、同4、第9条1～3、同5、同7、第13条1～4、同11及び12等が指摘できる。

<sup>64</sup> なお、パリ協定で用いられている「各国の異なる事情に照らした(*in the light of different national circumstances*)」（下線部筆者）は、COP20 決定1で用いられた「各国の異なる事情に照らした(*in light of different national circumstances*)」と「the」の有無で異なっている。10月に示された ADP 共同議長テキストに「the」が含まれていたことから、以降「the」が含まれたまま最終テキストにも残ったものだが、「the」の有無で COP20 決定と意味が異なる旨締約国から議論されたことはない。COP21 においては、時間的制約から、国際条約採択前に通常行われるいわゆるリーガル・スクラブが途中で中断されたが、仮にこれが継続されていれば、「the」は削除されて COP20 決定1と同様の *in light of different national circumstances* との文言になっていた可能性が高い。

されたことは、附属書により固定化された二分化によらない実質的な差異化を示すものとして象徴的といえる。

他方で、これがどの程度パリ協定の実施に当たって具体化されていくかは、今後の交渉・運用によるところが大きい。実際、「条約の下(*under the Convention*)」という文言は、COP21 決定1でパリ協定の採択を決定した文言において「気候変動枠組条約の下で附属書に含まれるパリ協定を採択することを決定する」とされている<sup>65</sup>こと等から LMDC 等の交渉官からパリ協定採択後も先進国と途上国との区分が必要との文脈で引き続き言及されている。既にみたように、「条約の下(*under the Convention*)」の表現が、枠組条約のどの部分を継承するかという議論を惹起することから、パリ協定全体を「条約の下(*under the Convention*)」と位置づける主張に対しては、「条約の下で採択されたパリ協定(*the Paris Agreement, adopted under the Convention*)」と COP で採択された事実関係を示すに止めた決定が COP22 においても<sup>66</sup>、COP23 においても<sup>67</sup>行われている。

結局のところ、差異化については、目的規定のみならず、第4条以降の本体的な条文は、それぞれの条項についてそれぞれの文脈においていかなる差異化を行うべきか徹底的に議論され、パリ協定の最終局面まで、そのバランスを取るために苦心に苦心を重ねた上で、それぞれの条項の規定に反映されている。第2条2の射程は、それぞれの規定に照らして判断されるべきであり、第3条の解説において後述するように、実は第3条の文言上各条項の規定に照らして判断すべきことが明らかにされている。

### (3) 野心レベル（温度目標の規定振り）<sup>68</sup>

1. の交渉の背景で述べたように、温度目標の規定振りは交渉立ち上げ前から注目され、特に AOSIS と LDC は、1.5°C への言及を強く求めてきており<sup>69</sup>、この解決がなければパリ協定交渉の成立は困難と考えられた。1. に見たように、2°C か 1.5°C かという論点は政治化が必至であり、SBI 及び SBSTA が共同コンタクトグループ下での専門家対話（SED）の取りまとめが行われるまでは交渉官レベルでの議論は事実上棚上げされた。

<sup>65</sup> UNFCCC, *supra* note 48, at ¶1. このパラグラフの文言を根拠に、パリ協定の正確な題名が「気候変動枠組条約の下でのパリ協定」であるかの主張が行われることもあるが、COP21 決定1の決定名 (Adoption of the Paris Agreement)からも、COP21 決定1の附属書の題名(Paris Agreement)からも、パリ協定の題名は「パリ協定」であることは明確である。

<sup>66</sup> UNFCCC, Decision 1/CP.22, Preparations for the entry into force of the Paris Agreement and the first session of the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Paris Agreement, U.N. Doc. FCCC/CP/2016/10/Add.1 (Nov. 18, 2016), <https://unfccc.int/resource/docs/2016/cop22/eng/10a01.pdf> (last visited Nov. 11, 2018).

<sup>67</sup> UNFCCC, Decision 1/CP.23, Fiji Momentum for Implementation, U.N. Doc. FCCC/CP/2017/11/Add.1 (Nov. 18, 2017), <https://unfccc.int/resource/docs/2017/cop23/eng/11a01.pdf> (last visited Nov. 11, 2018).

<sup>68</sup> 吉野まどか「なぜ世界は1.5°Cに合意したか—気候変動交渉における長期目標の合意への経緯」環境情報科学 46 巻3号、8頁(2017)に詳しい。

<sup>69</sup> See, 浦上亜希子「パリ協定の解説 第8条（損失と損害）」(2018), 1, <https://www.iges.or.jp/files/research/climate-energy/PDF/cop/08.pdf> (last visited Nov. 11, 2018).

2015年5月にSEDの最終報告書<sup>70</sup>が公表されて以降も、ADPにおけるテキスト交渉では、「2°C」と「1.5°C」のいずれを採用するべきかという議論に深入りすることなく、各国の規定案<sup>71</sup>のオプションを整理する観点で交渉が行われ、ADP2-11（2015年10月）終了後の時点では、「2°Cを下回る」「1.5°Cを下回る」「2°Cを十分に下回る」「2°C又は1.5°Cを下回る」「1.5°C又は2°Cを下回る」「2°Cを可能な限り下回る」といった規定案が提案のまま列挙された<sup>72</sup>。COP21第1週目終了後のADP最終テキストの段階でこれらを整理し、「1.5°Cを下回る(below 1.5°C)」「又は」「2°Cを十分下回る(well below 2°C)」の文言の組み合わせによって、オプションを整理した<sup>73</sup>。この間、SED報告書の扱いについては、パリ協定の文言交渉に直接的な影響が及ぶことから、SBI及びSBSTA共同コンタクトグループにおいて結論を出せない状態となった<sup>74</sup>。

他方で、2015年を通じて開催されてきた閣僚レベルの非公式会合において、温度目標の在り方について議論が行われてきた。温度目標の必要性については広く支持が広がっていたが、「2°C」と「1.5°C」をめぐる規定振りは、2030アジェンダ<sup>75</sup>上も「2°C又は1.5°Cを下回る(below 2°C or 1.5°C)」とされ、同時期に開催された主要国経済フォーラム(MEF)においても、2°C目標を超える新たな長期目標に合意するのは困難との反対も多く表明されていた<sup>76</sup>。

議論が大きく進展したのは、COP21開始の3週間前に行われた閣僚級準備会合(プレCOP)においてである。温度目標については、カンクン合意の2°C温度目標を再確認し、あわせて1.5°C目標についても、2°C目標とは規定振りを変える必要があるものの、その重要性を認識する等何らかの文言を盛り込むことについて、大まかなコンセンサスが共有された<sup>77</sup>。同会合においては、途上国への資金支援の規模拡大について、カンクン合意の年1000億米ドル目標が下限として考えられるなど、他の鍵となる点についても議論が進捗した<sup>78</sup>。

1.5°C目標を含めた高い野心を求める政治的モメンタムは、COP21初日の首脳級会合にお

---

<sup>70</sup> UNFCCC, Report of the structured expert dialogue on the 2013-2015 review, U.N. Doc. FCCC/SB/2015/INF.1 (May 4, 2015), <https://unfccc.int/resource/docs/2015/sb/eng/inf01.pdf> (last visited Nov. 11, 2018).

<sup>71</sup> 1.5°C目標に言及する提案として、AOSIS, Textual Insertions (Oct. 19, 2015), [http://unfccc.int/files/bodies/awg/application/pdf/adp2-11\\_ws1\\_aosis\\_19oct2015.pdf](http://unfccc.int/files/bodies/awg/application/pdf/adp2-11_ws1_aosis_19oct2015.pdf) (last visited Nov. 11, 2018), and Angola on behalf of LDC Group, 'surgical insertions' to co-chairs' non-paper (v. 5 October 2015): ARTICLE 2: PURPOSE (Oct. 19, 2015), [http://unfccc.int/files/bodies/awg/application/pdf/adp2-11\\_art2\\_purpose\\_ldcs\\_19oct2015.pdf](http://unfccc.int/files/bodies/awg/application/pdf/adp2-11_art2_purpose_ldcs_19oct2015.pdf) (last visited Nov. 11, 2018).

<sup>72</sup> UNFCCC, *supra* note 38, at Art. 2.1.

<sup>73</sup> UNFCCC, *supra* note 39, at Art. 2.1. a

<sup>74</sup> 吉野、前掲注 68、12 頁。

<sup>75</sup> UNGA, Transforming our world: the 2030 Agenda for Sustainable Development, U.N. Doc. A/RES/70/1 (Sep. 25, 2015), ¶31

[http://www.un.org/ga/search/view\\_doc.asp?symbol=A/RES/70/1&Lang=E](http://www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=A/RES/70/1&Lang=E) (last visited Nov. 11, 2018).

<sup>76</sup> 日本政府代表団「エネルギーと気候に関する主要経済国フォーラム(MEF)第23回会合」(2015年10月2日)。

<sup>77</sup> 日本政府代表団「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議閣僚級準備会合(プレCOP)の結果について」(2015年11月13日)。See also, France, Ministerial preparatory meeting ahead of COP21-“Pre-COP”, Paris, 8-10 November 2015, Aide-memoire produced by France, 3.2 (Nov. 19, 2015).

<sup>78</sup> France, *Id.* at 3.3.

いて数多くの島嶼国・LDCの首脳が1.5°C目標の必要性を述べ<sup>79</sup>、さらに、COP21第2週目の12月8日にEUやアジア・太平洋・カリブ諸国等が中核となって野心連合(High Ambition Coalition)が結成され<sup>80</sup>、これに翌9日に米国が参加表明をする等、UG諸国やブラジル含め多くの国が参加するに及んで、より高まっていった。参加していない中国やインドの主張は孤立していったとの見方もある<sup>81</sup>。

他方、COP21第1週のADP2-12においては、プレCOPで一定のコンセンサスを見たはずの「1.5°Cの重要性の認識」をどのようにテキストに落とし込むかという議論はなされず、「1.5°Cを下回る(below 1.5°C)」「又は」「2°Cを十分下回る(well below 2°C)」水準に抑えるというオプションの整理に止めたADP最終テキストがCOP21議長に手交された。その翌日の6日から、閣僚級の交渉セッションが開始され、1.5°Cをどのように規定するかを含め野心レベルの在り方について、各国が主張を展開した。これを踏まえて示された9日の議長国テキスト第1版では、「2°Cを下回る」「2°Cを十分下回る及び1.5°Cへの言及（努力の強化又はリスクの認識）」「1.5°Cを下回る」の3案が提示され<sup>82</sup>、10日に示された第2版において、第1版の中で中庸な案を修正して、「2°Cを十分下回る及び1.5°Cへの言及（努力の継続とリスクの認識）」という形で提示され<sup>83</sup>、そのまま最終テキストに盛り込まれた。

1.5°Cへの言及には、最終的にサウジアラビア等アラブグループが抵抗するものと考えられていたが、議長国テキスト第2版が提示される段階で、アラブグループがパリ協定に盛り込みたいと考えていた対応措置に関する義務規定が米国とのバイによる調整を踏まえて、盛り込まれるに至っていた<sup>84</sup>。さらに最終テキストでは、同グループが求めていた緩和に関する適応及び経済多角化とのコベネフィットに言及する規定（第4条7）が盛り込まれ、アラブグループの獲得目標を獲得した形になっていた。これらによって、1.5°C目標含め、協定全体の受入れが容易になったと議長国フランスは評している<sup>85</sup>。パリ協定全体

---

<sup>79</sup> COP21においては、初日(11/30)に首脳級会合が開催され、140カ国以上の首脳が参加し、その後の交渉を後押しすることとなった。これは、COP15において最終盤に首脳級会合が開催され、それまでの間交渉が停滞するとともに、首脳によるドラフト交渉が行われ、プロセスのコントロールが難しくなったことの反省を踏まえたもの。各国首脳ステートメントは以下にて確認可能。<https://unfccc.int/process/conferences/past-conferences/paris-climate-change-conference-november-2015/statements-and-resources/statements-made-during-the-leaders-event> (last visited Nov. 11, 2018).

<sup>80</sup> European Commission, EU and 79 African, Caribbean and Pacific countries join forces for ambitious global climate deal (Dec. 8, 2015), [https://ec.europa.eu/clima/news/articles/news\\_2015120802\\_en](https://ec.europa.eu/clima/news/articles/news_2015120802_en) (last visited Nov. 11, 2018).

<sup>81</sup> Jos Delbeke, Director-General for Climate Action, European Commission, Speech at Center for European Policy Studies (Dec. 16 2015).

<sup>82</sup> UNFCCC, *supra* note 742, at Art. 2.1.

<sup>83</sup> UNFCCC, *supra* note 43, at Art. 2.1.

<sup>84</sup> UNFCCC, *Id.* at Art. 3.14. 対応措置をめぐる交渉については、増田大美＝平尾禎秀「パリ協定の解説 第4条（緩和）」(2018), 15-17頁, <https://www.iges.or.jp/files/research/climate-energy/PDF/cop/04.pdf> (last visited Nov. 11, 2018)参照。

<sup>85</sup> 増田＝平尾・前掲注 84, 11頁。See also, Elena Sender, COP21. Laurence Tubiana : "L'accord de Paris a déjà tout changé", SCIENCES ET AVENIR, Dec. 14, 2015, [https://www.sciencesetavenir.fr/nature-environnement/cop-21/laurence-tubiana-l-accord-de-paris-a-deja-tout-change\\_18438](https://www.sciencesetavenir.fr/nature-environnement/cop-21/laurence-tubiana-l-accord-de-paris-a-deja-tout-change_18438) (last visited Nov. 11, 2018).



を通じて、各国が望むものをできるだけ盛り込む方向で全体のバランスを取った議長国フランスの姿勢がここでも表れている<sup>86</sup>。

このように、議長国テキスト第2版の段階で、温度目標の規定振りについては最終テキストと同様の文言が整理されるに至っていた。(2)において述べたように、第2版から最終テキストへ至る最終盤における交渉の焦点が差異化と資金のバランスにフォーカスされることになったが、これは、温度目標の規定振りがそのまま残されることにもつながったとも考えられている<sup>87</sup>。

なお、温度目標を具体化する排出経路に関する長期目標については、第4条1に規定されている<sup>88</sup>。

#### (4) 各項目間のバランス

目的規定のテキスト交渉においては、温度目標を目的規定に含めるべきとの主張とあわせて、他の適応や資金を含む実施手段(Means of Implementation)の支援に関する内容についても、目的・一般的規定に盛り込む提案が行われてきた<sup>89</sup>。これらは各テーマ別の規定案と重複した内容も多かったが、各国・交渉グループが最終的に規定したいと考える内容について目的規定上も位置づけを与えたいという意図があったと考えられる。

ここには、パリ協定交渉を通じた課題であった各項目間のバランスの問題が凝縮していたとみることができる。ADPを設立したCOP17決定1においては、作業内容に、緩和、適応、資金、技術開発・移転、行動と支援の透明性、能力開発の6分野を含むことが明示され<sup>90</sup>、交渉を通じて、とりわけ途上国から新たな枠組みにおいてはこれらの要素が包括的に平等に取り扱われなければならない旨繰り返し主張されてきた。例えば気候変動の影響に脆弱な後発開発途上国にとっては、適応こそが差し迫った課題であり、この対応やこのための支援について前進がないまま、緩和貢献のみの議論が進むことは受け入れられないであろう。2013-2020年までの枠組について、バリ行動計画においては、長期ビジョン、緩和、適応、技術開発・移転、資金に対処する包括的プロセスを立ち上げることとし<sup>91</sup>、実際にカンクン合意において、これら全てを含む内容として合意・実施されていた<sup>92</sup>。ADPの立ち上げ時から、新たな枠組みはカンクン合意のような包括的な内容を継承することが期待されていたと言える。

ADPの議論が進捗し、COP19において、新たな枠組みにおいて枠組条約の究極的な目的達成のためのNDCの提出を招請することと決定<sup>93</sup>すると、NDCのスコープをめぐって、NDCは緩和のためのものであると考えた先進国と、NDCのスコープに適応や資金支援が含

---

<sup>86</sup> Sender, *Id.*

<sup>87</sup> Wilke, *supra* note 62.

<sup>88</sup> 増田＝平尾・前掲注 84, 1-2.

<sup>89</sup> UNFCCC, *supra* note 31, at Section C.

<sup>90</sup> UNFCCC, *supra* note 19, at ¶5.

<sup>91</sup> UNFCCC, *supra* note 20, at ¶1.

<sup>92</sup> UNFCCC, *supra* note 3.

<sup>93</sup> UNFCCC, *supra* note 33.

まれるべきとする途上国との間で議論され続けることになった(第3条の解説にて後述)。これは直接的にはNDCのスキームの議論ではあったが、新たな枠組みにおいて中心的な役割を担うこととなったNDCのスキームから外れることにより、適応や資金支援等に適切な位置づけが与えられなくなることを懸念したものと考えられる。

COP20決定1においては、INDCが含むべき情報について排出削減に関する情報を規定しつつ<sup>94</sup>、適応については、適応の取組の通報がINDCに適応の部分を含めることを考慮することを招請することとした<sup>95</sup>。同時に、新たな枠組みはADP設立決定の6分野に対処するとしつつ、「バランスの取れた方法で(in a balanced manner)」という表現が新たに付け加えられた<sup>96</sup>。新たな枠組みの包括性を保障する狙いがあったと考えられる。2015年後半のテキスト交渉では、ジュネーブ交渉テキストの各セクション及び2020年以前の行動についてスピン・オフ・グループを設けて交渉が行われたが、こうした各グループの構成自体、新たな枠組みのバランスを保障しようとするものであったと考えられる。

(3)に見たように、野心レベル向上のため温度目標を目的規定に規定することに幅広い支持が集まっていったが、各国の提案を整理する過程で、目的規定においても緩和以外の要素を盛り込み、バランスを確保する必要があった。最終的な第2条1においては、(a)の温度目標のみならず、(b)に適応・気候に対する強靱性(climate resilience)の促進・低排出型の発展の促進のための能力向上、(c)に、資金の流れについて規定を置き、パリ協定が持つ包括性を目的規定においても表したものとなっている。

また温度目標についても、ADP最終テキストまでは、「世界の温室効果ガス排出を大きな削減を確保することにより」という文言が付され、主として緩和に関する目標である性格付けになっていたが<sup>97</sup>、議長国テキスト第2版以降は1.5°C目標のための「努力が気候変動のリスク及び影響を著しく減少させることとなるものであることを認識」する旨の文言とし、緩和のみならず、適応にも関係する目標という性格をより明らかにしている。

なお、(b)に盛り込まれた「食糧の生産を脅かさないような方法で」については、アルゼンチンが交渉を通じて主張していた経緯があり<sup>98</sup>、枠組条約第2条と同様の文言が盛り込まれた。背景として、SED報告書において、1.5°C目標に向けた取組においては、ネガティブ・エミッション（大気中のCO<sub>2</sub>の純減）が更に必要となること<sup>99</sup>、これに必要なBECCS（バイオマス炭素回収貯留）について、食糧生産とのトレードオフがリスクとして指摘されていた<sup>100</sup>ことがあげられる。

第2条2については、(2)に見たように、最終的に「衡平」と「各国の事情に照らし

<sup>94</sup> UNFCCC, *supra* note 30, at ¶14.

<sup>95</sup> *Id.* at ¶12.

<sup>96</sup> *Id.* at ¶2.

<sup>97</sup> UNFCCC, *supra* note 39, at Art. 2.1(a).

<sup>98</sup> E.g. Argentine, Argentina's comments on the Annex to the Draft Decision under consideration (2014), [https://unfccc.int/files/bodies/awg/application/pdf/argentina\\_annex.pdf](https://unfccc.int/files/bodies/awg/application/pdf/argentina_annex.pdf) (last visited Nov. 11, 2018).

<sup>99</sup> UNFCCC, *supra* note 70, at Message 10.

<sup>100</sup> UNFCCC, *Id.*, at ¶56.

たCBDR-RC」のみが盛り込まれた。ADP2-11(2015年10月)終了段階では、人権、雇用の適正な移行、男女間の平等等引き続き様々な要素の提案が残り<sup>101</sup>、ADP最終テキストにおいても人権の尊重と男女間の平等は記載されていたが<sup>102</sup>、議長国テキストの段階から、これらは全て前文においてのみ規定され、第2条1に持続可能な開発と貧困の撲滅を盛り込んで規定された。

---

<sup>101</sup> UNFCCC, *supra* note 38, at Art. 2.2.

<sup>102</sup> UNFCCC, *supra* note 39, at Art. 2.2.

第3条（一般的事項）

As nationally determined contributions to the global response to climate change, all Parties are to undertake and communicate ambitious efforts as defined in Articles 4, 7, 9, 10, 11 and 13 with the view to achieving the purpose of this Agreement as set out in Article 2. The efforts of all Parties will represent a progression over time, while recognizing the need to support developing country Parties for the effective implementation of this Agreement.

（訳文）

全ての締約国は、気候変動に対する世界全体での対応に向けた自国が決定する貢献（以下「国が決定する貢献」という。）に関し、前条に規定するこの協定の目的を達成するため、次条、第七条、第九条から第十一条まで及び第十三条に定める野心的な努力に取り組み、並びにその努力を通報する。全ての締約国の努力については、この協定の効果的な実施のために開発途上締約国を支援することの必要性についての認識の下で、時間とともに前進を示すものとなる。

<解説（第3条）>

第3条は、各分野に横断的な規定となっている。第1文においては、パリ協定の中心的な概念の1つであるNDCと、協定の目的を定める第2条や、第4条（緩和）、第7条（適応）、第9条（資金）、第10条（技術開発・移転）、第11条（能力構築）、第13条（透明性）の各条における各国の取組や条約事務局等への報告との関係を示している。後述するように、第3条は、直接的にはLMDCの提案した条文が元となっており、規定振りについて交渉最終盤まで鋭く意見が対立した。

パリ協定として成文化された後も、本条の解釈をめぐる大きな見解の相違がある。既に述べたように、COP19においてINDCの提出を招請した<sup>103</sup>以降、NDCの範囲は交渉を巡る中心論点の1つとなったが、LMDCやアラブグループは、本第3条をもって、NDCの範囲に緩和、適応、資金、技術移転、能力構築が含まれることがパリ協定上明文化されたという立場を取っている<sup>104</sup>。もっとも、こうした見解は文言上も交渉経緯上からも支持しがたい。文言について、確かに、「気候変動に対する世界全体での対応に向けた自国が決定する貢献」中の「気候変動に対する世界全体での対応」は、第2条1に規定する「気候変動の脅威に対する世界全体による対応」と同義と考えてよく、第2条1の各号列記に緩和に止まらない取組が列挙されていることから、「気候変動に対する世界全体での対応に向けた自国が決定する貢献（NDC）に関し」という文言のみからは、NDCは緩和に止まらない幅広い概念を包含するものが想定されていると考える余地があるのは事実である。他方

<sup>103</sup> UNFCCC, *supra* note 33.

<sup>104</sup> See, e.g., T. Ajit, *Deep divide over issue of nationally determined contributions*, THIRD WORLD NETWORK, May 11, 2017, <https://twnetwork.org/climate-change/deep-divide-over-issue-nationally-determined-contributions> (last visited Nov. 11, 2018).

で、後段において、第4条、第7条、第9条、第10条、第11条、第13条「に定める(as defined in)」 「野心的な努力」に全ての締約国が取り組み、その努力を通報することを定めている（下線部筆者）。第3条で言及されているNDCをはじめ、締約国の様々な取組・通報は、上記各条で個別に定めるところにより(as defined)行われるべきことは文言上明確であると言ってよい。結局は個別条文に規定するところによるにも関わらず、ここで「自国が決定する貢献(NDC)に関し」との文言が置かれている理由は、専ら交渉経緯上の事情によるものと考えるのが素直である（詳細後述）。

第2文では、取組のノーバックスライディング（後退禁止）を定めることが必要として議論されてきた趣旨が「努力の前進」として規定され、さらに、協定の効果的な実施のための途上国支援の必要性の認識という異なる趣旨を含んだ内容となっている。「前進」は、長期目標、5年サイクル、透明性枠組み、グローバル・ストックテイク等と並んで、パリ協定の取組のレベルを向上させる鍵となる概念の1つであり、第4条4及び第9条3にも個別の規定が置かれている。時間とともに「前進を示す」ものであると規定し、次サイクルでの努力が前サイクルの努力を上回る旨を規定しており、COP20決定1においてINDCが「現在の取組から前進を示す(represent a progression beyond the current undertaking)」とした文言<sup>105</sup>を直接的に用いている。

第2文後段では、「この協定の効果的な実施のために開発途上締約国を支援することの必要性についての認識」が規定されている。緩和、適応、透明性枠組の取組向上と支援について、それぞれの条文において大きな議論となってきた経緯があり、緩和に関する第4条5<sup>106</sup>、適応に関する第7条13<sup>107</sup>、透明性枠組に関する第13条14<sup>108</sup>とあわせて理解する必要がある。これらの取組を効果的に実施するための途上国支援の必要性という、いわば当然の現状認識を規定しているが、ここで重要なのは、枠組条約第4条7との規定振りの違いであろう。

気候変動枠組条約

**Article 4 COMMITMENTS**

7. The extent to which developing country Parties will effectively implement their commitments under the Convention will depend on the effective implementation by developed country Parties of their commitments under the Convention related to financial resources and transfer of technology and will take fully into account that economic and social development and poverty eradication are the first and overriding priorities of the

<sup>105</sup> UNFCCC, *supra* note 30, at ¶10.

<sup>106</sup> 増田＝平尾・前掲注84、7頁。

<sup>107</sup> 浦上・前掲注36、16頁。

<sup>108</sup> 増田大美「パリ協定の解説 第13条（透明性）」(2018), 11頁,

<https://www.iges.or.jp/files/research/climate-energy/PDF/cop/13.pdf> (last visited Nov. 11, 2018).

developing country Parties.

（訳文）

第4条 約束

7 開発途上締約国によるこの条約に基づく約束の効果的な履行の程度は、先進締約国によるこの条約に基づく資金及び技術移転に関する約束の効果的な履行に依存しており、経済及び社会の開発並びに貧困の撲滅が開発途上締約国にとって最優先の事項であることが十分に考慮される。

当該規定は「依存する(depend on)」との規定振りから、途上国の緩和対策の強化は資金支援の強化を条件とするかの議論の論拠となってきた経緯がある<sup>109</sup>。

他方で、パリ協定においては、「協定の効果的な実施のために開発途上締約国を支援することの必要性についての認識」に止めた規定振りとしており、枠組条約第4条7のように直接的に実施の度合いと支援の度合いを関係づけることを避けた規定振りとなっている。また、第4条5、第7条13、第13条14と同様、支援の提供主体についてあえて明記しない規定振りとなっている。

<交渉経緯>

第3条の直接的な契機は、ADP2-11(2015年10月)においてLMDCが提出した第2条 bis の提案である<sup>110</sup>。

LMDC, Inputs on WS1 (Oct. 19, 2015),

第2条 bis（一般的事項）

1. All Parties shall regularly prepare, communicate and implement their [intended] nationally determined contributions towards achieving the objective of the Convention as set out in its Article 2, in accordance with Article 4 of the Convention.
2. Each Party's [intended] nationally determined contribution will represent a progression in light of Parties' differentiated responsibilities and commitments under the Convention.
3. The extent to which developing country Parties will effectively implement this Agreement will depend on the effective implementation by developed country Parties of their commitments on provision of finance, technology development and transfer and capacity-building.
4. Successive [intended] nationally determined contribution will be communicated before

<sup>109</sup> See, e.g., Venezuela on behalf of LMDC, Statement at ADP2-3 Opening Plenary (Nov. 12, 2013), [https://unfccc.int/files/documentation/submissions\\_from\\_parties/adp/application/pdf/adp2-3\\_like\\_minded\\_20131112.pdf](https://unfccc.int/files/documentation/submissions_from_parties/adp/application/pdf/adp2-3_like_minded_20131112.pdf) (last visited Nov. 11, 2018).

<sup>110</sup> LMDC, *supra* note 41.

the expiry of the previous [intended] nationally determined contribution by that Party.

- 1 全ての締約国は、条約第4条に従って条約第2条の目的達成に向けた国が決定する貢献[の案]を、定期的に作成し、通報し、実施する。
- 2 締約国の国が決定する貢献[の案]は、条約の下での差異化された責任及び約束に照らした前進を示す。
- 3 開発途上締約国によるこの協定の効果的な実施の程度は、先進締約国によるこの協定に基づく資金、技術開発及び移転、並びに能力の開発に関する約束の効果的な履行に依存する。
- 4 累次の国が決定する貢献[の案]は、同国の前の国が決定する貢献[の案]の失効前に通報される。

この提案は、各国・交渉グループから大きな意外感を持って受け止められた。1つにはプロセス上の理由である。すなわち、ジュネーブ交渉テキストに盛り込んだ内容を、多大な労力をさいてADP2-9(6月)、2-10(8-9月)の2セッションかけて整理を行い、10月に共同議長テキストが示され、これに対して最低限の外科的挿入が必要という趣旨で各国が文言提案を行ったものであり、この段階で全く新たな提案が行われるのはタイミング的におかしいという理由である。もっともLMDCは、ジュネーブ交渉テキストに含まれていたセクションC(目的・一般的事項)が共同議長テキストにおいて条文化される過程で削除されてしまったので、必要な提案を行ったとの説明を行った。

もう1つの理由はその内容である。第2条交渉経緯(4)において述べたように、各項目間のバランスが交渉上のポイントになっていたが、一方で緩和、適応、資金といった分野ごとにふさわしい取組や差異化の度合いがあり、必ずしも同一の取組が必要となるものでない旨、長い時間をかけて議論が展開されてきていた<sup>111</sup>。2条bisの提案は、こうしたこれまでの議論の流れに逆行し、異なる趣旨のものを1つにまとめ直しているように受け取られた。第1項での条約第4条への言及や第2項での「条約の下での差異化された責任及び約束」は、差異化について枠組条約での二分化を維持する主張そのものである。また、第3項は、枠組条約第4条7の規定ほぼそのままであり、引き続き支援の増加を対策の強化の条件とする主張と考えられる。第4項は、各条文中で議論が進んでいた5年サイクルや、共通のタイムフレームを無効化するものと考えられた。このように、2条bisの提案は、LMDCの主張がある意味凝縮されたものといえ、当該規定案を議論のテーブルにのせることにLMDCは強くこだわった。

ADP2-11において、前文・目的規定を議論していたスピン・オフ・グループにおいて、第2条bisの議論を行ったが、上記のような点から、規定全体の必要性について、疑問視する声が続いだ。NDCが緩和に止まらない旨の説明とあわせて、NDCの範囲自体も自国が決

<sup>111</sup> 例えば、日本政府代表团「エネルギーと気候に関する主要経済国フォーラム（MEF）第22回会合」（2015年7月24日）。

定するものである旨の趣旨である旨説明があったが、例えば各条項でも大きな論点であった法的義務とするかどうかについて、一律に義務規定とする等、緩和、適応等の各条での議論が進行している中、これと相反する議論を別の場で行うことになることにも疑問が相次ぎ、実質的な議論とならなかった。

このため、ADP2-11 後はテキスト無しのオプションが設けられ<sup>112</sup>、COP21 第1週終了後のADP最終テキストにおいても、規定の必要性自体から議論が大きく深まらなかったことから、全ての条項にブラケットが付された形で整理された<sup>113</sup>。

COP21 第2週目に提示された議長国テキスト第1版では、ADP最終テキストに反映されていたLMDC提案を元にした規定案はオプション2とされ、オプション1では各条との関係を「各条に定められた取組(efforts defined in Article・・・)」を行う旨の規定振りに改める内容となったが、一方で、途上国の実施が資金支援に依存する旨の規定振りや、「前進」が「各国の異なる事情に照らしたCBDR-RC」を考慮する規定振りとなっており<sup>114</sup>、引き続き特に先進国から懸念が示された。

議長国テキスト第2版では、オプション1、オプション2とも簡略化されたテキストで提示され、オプション1では途上国の実施と支援の関係については、支援の強化はより高い野心につながる旨のポジティブな関係の規定振りとなった<sup>115</sup>。オプション2では、各条との関係を示さずNDCの作成、提出について規定したほか、途上国の野心が受け取る支援に依存する(depend on)規定振りとした<sup>116</sup>。

最終テキストでは、全ての国・グループが受入れ可能な案となるよう、極めて巧妙にオプション1とオプション2が統合された。すなわち、「気候変動に対する世界全体での対応に向けたNDCに関し」各条に「に定める野心的な努力に取り組み、並びにその努力を通報する」こととして、NDCとの関係を示した規定としつつ、結局は各条の取組を進めることを規定している。また、実施と支援の関係は、第2版で用いられたポジティブな関係性も改め、単に必要性の認識を規定することとしたほか、「前進」と「各国の異なる事情に照らしたCBDR-RC」との関係については、第3条からは削除された<sup>117</sup>。個別に規定された第4条3、4、第9条3の規定振りとのバランスが考慮されたものと考えられる。

NDCのスコープとの関係で言えば、「NDCに関し」各条「に定める野心的な努力」という規定振りとなったのは、議長国テキスト第1版、第2版で両論併記となっていた単なる「NDC」という文言と、「～条に定める努力」という文言とを統合する過程で現在の規定振りとなったに過ぎない。NDCのスコープ自体もNationally Determinedであるとの当初の提案趣旨を越えて、本条においてNDCのスコープが定義づけられているという考えは、交渉経緯からは支持されない。

<sup>112</sup> UNFCCC, *supra* note 38, at Art. 2.1.

<sup>113</sup> UNFCCC, *supra* note 39, at Art. 2.1.

<sup>114</sup> UNFCCC, *supra* note 7, at Art. 2.1.

<sup>115</sup> UNFCCC, *supra* note 43, at Art. 2.1.

<sup>116</sup> *Id.*

<sup>117</sup> UNFCCC, *supra* note 4543, at Art. 3.



NDC との関係のみならず、最終的な第3条の規定振りは、当初の LMDC 提案の2条 bis の内容とは全く異なるものとなっている。規定が残ったこと自体が LMDC にとっての大きな勝利との見方もあるが<sup>118</sup>、その射程は、最終的なテキストに従い、「に定める(as defined in)」とある各条の規定に即して判断されるべきであろう。

---

<sup>118</sup> T. Ajit, *Huge fit to ensure 'contributions' under Paris Agreement are not mitigation-centric*, THIRD WORLD NETWORK, Jan. 4, 2016, [https://www.twn.my/title2/climate/news/paris01/TWN\\_update28.pdf](https://www.twn.my/title2/climate/news/paris01/TWN_update28.pdf) (last visited Nov 11, 2018).